北区児童発達支援センター運営業務一覧 令和7年1月

軍営業務	達支援センター連盟 事業名	名未伤一見 事業内容(大分類)	事業内容(詳細)	令和7年1月 備 考(対象・他)	委託	仕様書	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
建呂秉扮	デ木口	学来10日(八万秋)	2歳児親子通園	親子通所	0	上水白	119 75-
療育 (さくらんぼ)	児童発達支援	通所支援事業(集団療育)				-	受給者証(法内)のサービス。
			3から5歳児通園	単独通所 親子通所(併用利用)	0		集団、個別併せて1日の利用者数は30名。 集団療育通所の形態は年齢、主たる所属集団の有無によって異なる。 グループ制 (クラス担任制)
			ムーブメント(特別療育)	親子週所(併用利用)	0		公けの施設として他所属のない児童については優先的に受け入れていくこと。 随時受け入れを行うが、原則12月 に次年度の受け入れ調整をおこなう。 (肢体不自由児枠あり)
				さくらんぼ集団療育利用者	0	p4~p6	ムープメントは外部講師に依頼。
		個別専門療育	言語療法・作業療法・理学療法	他児童発達支援事業所利用者	0		
						1	
		法外療育サービス	集団プログラム	親子通所	0		【補足事項:現状のサービス】 受給者証外のサービス。小集団によるソーシャルスキルトレーニングなどを中心に、様々な事由により、受給者証 を取得していない児童や集団療育を必要とする児童へ集団活動の場を提供する。 親子通所を原則とするため、 <u>含ょうだい児保</u> 育を実施する。
	保育所等訪問支援	保育所等訪問支援	児発管・心理士・言語聴覚士・作業療 法士・理学療法士	多職種連携で実施 子育て支援施設・教育機関	0		児発管が契約調整スケシュール管理を担い他職種と連携しながら実施。厚労省のガイドライン【手引き】を参照としながら、事業実施。現在のところ、1対象者に対して原則3回/年(1クール)
		インクルージョン推進事業	講演会・学習会・派遣研修		0	p7~p8	地域の子育て支援施設職員(従事者)を対象にした、児童発達支援センターが実際に行っている療育技術であった り、専門職(言語、作業、理学など)による発達知識・支援知識の伝達を目的としたSV・研修の実施
		(地域子育て支援施設向け)	MARCA J BA MCEWINS				センターなどを会場として行う集合研修型と、講師を派遣する派遣型の2パターンを実施する。
	保護者支援事業	講演会・交流会・行事の企画		療育部門共通	0	n4~n6	センターの集団、個別療育を利用している保護者を対象とした支援事業 毎年保護者からアンケートなどを採り、内容を決める講習会的企画から、親子参加行事としての遠足、クリスマス 会などがある。
		相談支援		療育部門共通	0	p4~p6	(含む個別支援計画) 定期的な個別面談や日々の相談、連絡帳、電話連絡など。
		障害児相談支援 (療育)		療育さくらんぼ利用者	0		
計画相談支援	障害児計画相談	件合儿记或又及 (旅行)	章害児支援利用援助 (障害児支援利用計画作成・モニタ リング・申請手続支援)	派目とくり/のな心の日			18 議主議の障害児(障害児相談支援)をその対象とする。 障害児通所支援のためのブラン作成を原則とするが、必要に応じて障害福祉サービスの調整(ブランニング)も行うこと。
		障害児相談支援(一般)		他児童発達支援事業所利用者	0	p6~p7	公の機関であることから、民間事業所での対応困難ケースなどをについて受け入れを行っていくこととなる。 地域事情から、多数のエーズが潜在している可能性が高い。センター職員として相談業務以外の兼業務が見込まれることもあり、相談員の人数は委託者とも相談しながら対応をしていくこと。 センターは放課後デイ機能および障害福祉サービス機能を有していないため、地域の資源について積極的に情報収
		(特定計画相談支援)			0		集することが望まれる。
	家族支援プログラム(区民向け事業)	子育て講演会・学習会	講演会等の企画運営		0		一般区民向け講演会。北とびあなどの公共施設を利用して実施。 (保育あり:人数制限あり)
		ペアレントトレーニング	プログラムの実施		0		プログラム(6~8回/1~2セット)の実施。※希望者多数は抽選 (保育あり:人数制限あり) 現在は外部講師にファシリテートを依頼している。
				区民		_	区内の親の会と協賛して実施。親の会より数名ファシリテーターを出してもらい、代表者にSV件メンターも引き
		相の合	発達を考える親の会運営 だるまの会(ダウン症児親の会)運営		0		受けてもらっている) 区民センターを利用、前期、後期でメンバー募集する。 (保育あり:人数制限あり)
事業		親の会			0	p12 ~p14	(保育めり・人数制限めり) ダウン症保護者向けの会。原則フリートーク。参加者の希望に応じて講師を呼んだり、勉強会を開いたりする。 ※保育なし
		炎'守障害並口 75 7V 5 ± 4 〜 へ					発達障害についての啓発を目的とした講演会。対象を広くとっているが、ここ数年は支援者向けの内容となってい
	地域支援事業(啓発)	発達障害普及啓発講演会		区民・事業所・行政職員	0	-	る。 ※保育なし 児童涌所支援事業所職員向け研修会
	関係機関連携・支援	障害児支援従事者研修会 スーパーバイズコンサルテーション	企画運営		0	1	児里週州支援事業所職員回りが修会 事例検討や講師(SV)派遣
	(障害児通所支援事業所)	障害児支援実務者会議		障害児通所事業所職員	0		区内障害児通所事業所、および障害児支援関連機関による障害児支援のための実務者会議。テーマは事前のアンケートなどから抽出。グループ討議、全体会など、時期によって運営を決め実施する。会議を通し、地域の組織化
			相談ケース全体進行管理		直営		を図っていく。
総合相談	相談・発達検査・評価	相談受付	電話相談(助言・アセスメント) 受理判断(協議) 支援方針決定(ケース進行管理)①		直営直営		
		インテーク面接 心理発達検査	文版//如///// / / / / / / / / / / / / / / /		直営直営		
			支援方針決定 (ケース進行管理) ② 評価票の作成 (療育評価)		直営直営		
			フィードバック 行動観察・評価		直営直営		
○18歳未満の発達に 関する相談および療 育の必要性の評価	発達評価	集団行動観察プログラム (わくわく親子グループ)	音楽プログラム(音楽療法士)運営		0	p10 ~p11	・ 北区児童発達支援センター総合相談(直営)が行動観察、および集団体験の提供の場として実施するプログラムの 運営を行う。センター総合相談と協力して実施していく。
O療育などにつなが			療育プログラム(療育・保育士)運営		0	PII	
る前の家族支援	家族支援	アフターフォロー支援プログラム (おしゃべりタイム)	ファシリテート・運営		0	p11 ~p12	集団観察プログラムや、その他総合相談の中で、つながりを必要とする保護者に対する場の提供、所属につなげるまでのフォロー的プログラム。親同士のつながり支援も目的とする。 ※保育あり(対象児、きょうだい児)
	専門相談	心理専門相談	心理士による専門相談		直営		
		専門医相談(小児科) 言語聴覚専門相談	小児科医による専門相談 言語聴覚士による専門相談		0	p8 ∼n10	発達評価も踏まえた専門職による専門相談の実施。 専門職の知見から相談児童の発達段階を評価し、保護者へ助言を行う。 評価、助言内容についてはセンター総合相談と共有し、センター相談員は相談児童の発達の状況や、療育の必要性
		作業療法専門相談	作業療法士による専門相談		0	, p10	について総合的に評価を行う。
	履行期間	令和8年4月1日から 令和9年3月31日			0	р1	1年の期間 (3年の範囲内で特命随契締結可)
	委託引継期間	令和8年1月5日から 令和8年3月31日		配置人員数	0	p1~p2	ひと月の人員派遣人数は受託者が決定。月のおおよその派遣数および職種を事前に委託先へ報告すること。 (管理者・児発管は3ヶ月通して1名は固定派遣が望ましい。)
	配置人員	別紙(資料1)参照			0	p3~p4 (他各事業ご と掲載あり)	() 公正元年文法とファ 近次中間法に事業市助立、中間の至年で同たす人会と店で開えているはらい成りてない。
	給食提供	発注•検食業務			△ ※給食別	p14	当日の欠席数などの把握と併せて発注数の確定業者への受注連絡 検食および検食簿の作成
		配膳など					業者より提供された給食の管理保管・配膳・下膳など
		その他事務			委託		給食表(利用者向け)作成 衛生管理チェックリスト作成 他 衛生管理・裏対対応
	車両運行	児童送迎(2車両)	添乗業務(2車両)	朝 2名 昼前 2名 (月曜日連行なし) 昼後 2名			他、衛生管理・事故対応 各車両1名 計2名添乗 (1日2名~6名添乗業務) ※バス運行(運転手)は委託者が別委託
		定期便(1車両)	運行管理補助		— △ ※運転別 一 委託	21g	天候・車両不良などによる運行判断、調整について委託者と共同で管理
		運行事務業務	コース・時刻表作成				通所バス利用者状況に応じてコース、時刻表を委託者、運行管理受託者(運転手)と協議のうえ決定。コース試乗なども必要に応じて実施する。
	11D +7/622	利用契約事務	事故・故障・災害対応				マニュアルに沿って迅速に対応 利用契約に至る一連の事務(受付、見学体験、契約にかかる説明、契約)
	利用•契約関連事務	出欠管理事務			0	εq	利用時の管理(含む報酬・加算管理、利用者負担金)報告
	申請(請求)事務	国保連請求 利用者自己負担金納付書配布	請求システム入力	システム端末(委託者)		- 0	請求後の歳入管理事務は委託者が行う。 自己負担命徴収のための納付書は委託者が作成
		補助金関連書類作成			※一部事 務委託者	ps	出域支援体制強化補助金(都補助)申請のための書類作成 地域支援体制強化補助金(都補助)申請のための書類作成 ※申請事務は委託者が行う。
							※中調事務は姿むもパリン。 建物、車両、什器などの破損、不足などの管理報告
	施設•施設備品等管理				△ ※一部事 務委託者		をが、半崎、下間はこのは残、不足なこのもは私日 コミなどの適切管理、備品等の角生管理、施験美観の整え ※施設全体の日常清掃業務は委託者が別委託するが、日常的なゴミの管理や施設内備品等の整理整頓、おもちゃな どの日々の衛生管理、簡単な補修は受託者が支援業務の一環として行う。
	関連会議体への出席	障害者自立支援協議会 など			0	p15~p16	児童発達支援センターが出席を求められる会議体への出席 どの会議に出席するかは委託者と必要によって協議し、決定していく
		国・自治体などからの調査回答 名種安全計画 RCP			0	p16	回答方法によっては回答とりまとめは委託者が行うこともある。
	安全管理 研修 (人材育成)	各種安全計画、BCP 研修計画	施設力強化のための各種研修の実施及び	参加促進	0	p17 他 p16	マニュアル作成など 内部職員に向けた研修の計画的実施
	施設評価	自己評価・第三者評価		,	0	p16	対の時期長に同りた町 参の計画的実施 自己評価は毎年の実施。第3者評価は受託初年度実施する。(3年に1回は必ず実施するごと)
					L	L	